

令和7年 一級建築士 設計製図試験 本試験用 参考採点表

①設計条件・要求図書等に対する重大な不適合		失格相当項目	有・無
未完成	要求図面のうち1面以上欠けているもの 未完成だと判断されるもの		
	面積表が完成されていないもの		
図面相互の重大な不整合	計画の要点等・イメージ図が完結されていないもの		
	上下階で柱、壁、階段、EVの位置不整合等がおきている		
面積違反	平面図と断面図で著しい不整合がある（下階の屋根の未記入を含む）		
	各階および断面図で建築物の配置計画に相違がある		
要求室・施設等の欠落 (要求室名の欠落、間違いは欠落とみなす)	建築面積が 1,344㎡ を超える	延床面積が 5,040㎡ を超える	
	議場	休憩室	
法令の重大な不適合	議長室	更衣室	
	委員会室	防災備蓄倉庫	
	議員控室	住民交流スペース	
	議会事務局	カフェ	
	町長室	守衛室	
	副町長室	総合受付	
	事務室	ゴミ置き場	
	書庫	受水槽室	
	大会議室	消火ポンプ室	
	会議室A	屋上設備スペースが一切ない	
	会議室B	(キュービクル、太陽光パネル、非常用発電機)	
	サーバ室	空調室外機が無い	
	倉庫	トイレが各階にない	
	車椅子使用者用駐車場	エレベーター	
	サービス用駐車場	機械室(設備計画に応じて)	
	EPS:各階に必要	什器が極端に少ない	
	PS:1フロアに給排水用のPSが全く計画されてない又は極端に少ない		
	DS:単一ダクト方式・外気処理空調機・空冷ヒートポンプパッケージ方式(床置ダクト接続型)等を採用した場合にDSを計画していない		
	片持ち梁の計画が、構造上安全な計画になっていない 跳ね出し2.5m以上は不可		
	構造上安全な計画になっていない(EV・階段の梁まじり等)		
	延焼ラインが未記入または正確に記入されていない		
	延焼ラインにかかる防火設備がすべて未記入、または1か所でも記載漏れがある		
	防火区画の面積区画・壁穴区画において、特定防火設備・防火設備が記入されていない		
	または、1か所でも欠落がある(階段・EV)・吹き抜けを設けた場合(吹き抜け)		
	直通階段に至る歩行経路・歩行距離・重複距離が未記入、またはオーバーしている		
	歩行距離(60m超/無窓40m超)、重複距離(30m超/無窓20m超)		
	敷地内の避難上必要な通路の経路と幅の未記入		
	東側道路の斜線制限に適合していない(二道路緩和考慮)		
	隣地斜線制限に適合していない、準住居地域20m+1.25		
②空間構成に関する減点項目		3つ該当で失格相当	減点の合計 1 点
建築物の配置・構造計画	構造耐力上、安全な計画ではない (PC梁の交差、岡立柱)		
	構造計画上、経済的にも不利な、短スパン(4m以下)、長スパン(10m超え)の計画がある		
	建築物を隣地境界線から柱芯で1m以上離隔していない		
	周辺環境に配慮した配置計画となっていない		
ゾーニング・動線計画	来庁者用、執行部門、議会部門、サービス用 各アプローチ動線が明快に分離されているか		
	廊下の形状、通りが悪い、過剰に廊下が広い、または狭い等の全体のバランスが良くない。室形状が悪い、凸凹		
	住民交流スペース、カフェ、守衛室の各時間帯利用に対するゾーニング・セキュリティ		
	各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画となっていない		
	利用者・職員・議会関係者が各セキュリティで侵入可能エリアが分離されているか		
	人の流れや施設間の連携が考慮された動線計画となっていない 利用されていない無駄な空間がある		
要求室	断面図の切断方向が東西方向になっていない 議場を切断していない		
	計画した階高に対して、階段の段数が整合していない		
	主たる階段の幅1400mm以上、蹴上160mm以下、踏面300mm以上 になっていない		
	屋内スロープがある場合はバリアフリー法(勾配1/12)に適合しているか		
	住民交流スペースは公園との関係性に配慮しているか。(南公園側に面して計画)		
	カフェの厨房は大地震等の自然災害発生時に炊き出しなどに利用できる計画となっているか		
法的規制	歩行距離の確認位置が違う、2方向避難が適格でない、算定に誤りがある		
	高さ制限への確認、算定式に誤りがある。適合が確認できる情報の欠如		
	建築面積・延べ床面積の算定式に誤りがある		

図面持点	①項減点	②項減点	③項減点	④項減点	図面TOTAL	⑤記述加点	印象加点	TOTAL	失格相当
+55	-0	-0	-6	-3	+46	+33	+9	+88	有・無

③設計条件に関する基礎的な不適合		複数ある項目は2倍減点	減点の合計 6 点
建築計画	5 計画の要点等に記載した事項が平面図・断面図に反映されていて整合性がとれているか		
設備計画	3 省エネルギー及び二酸化炭素削減への配慮が工夫されているか		
各平面図	3 給排水用PSの不足(上階のPSを集約する場合、4グリットに1か所を目安とする)		
	3 EPSの位置が各階ずれている、点検ができない		
1階平面図・配置図	3 空調用PS・DSの位置が不適切(機械室から遠い等)	3 空調用PSが無い(排水用PSとの併用不可とする)	
	3 主要寸法が欠落している。スパン割が読み取れない、面積算定の根拠寸法が読み取れない		
2階平面図	3 防火区画において、必要な箇所にスパンドレル等の図示がない		
	3 工夫・配慮した事項の補足説明が不足(各図面1以上)		
3階平面図	3 要求室の床面積の記載欠落		
	3 断面図の切断位置が未記入		
断面図	3 建築物から境界線までの最小後退距離の表記欠落	3 歩道の切り開き位置の明示欠落	
	3 GLとFLのレベル記入がされているか	3 駐車場の台数及び出入口の表記の欠落	
2階平面図	3 1階の庇・屋根等の欠落	5 階段の表記が2階部分の表記となっていない	
	3 直下階の庇・屋根等の欠落	5 階段の表記が最上階部分の表記となっていない	
断面図	5 要求室の天井高、天井ふところ(階高・大梁との関係)が不適切、主要な室名の欠落		
	5 基礎構造の表記の欠落	5 平面図との軽微な不整合	
	3 壁、梁、スラブの断面が不適切	3 階高、天井高、床高の表記の欠落	
	5 塔屋及び屋上の設備スペースの図示 (切断位置に現れない場合、破線で図示) の欠落		
	10 高さ制限への適合が確認できる情報の記載 図示、計算式		
	5 屋上設備スペース・塔屋・トップライト等の面積が建築面積の1/8以内になっていない場合は高さを含む		
	5 なっている場合のみ屋上設備高さ12mまでは、建築物の最高の高さはその部分を除外した高さで算定可		
	隣地斜線と道路斜線の検討は上記の場合のみ、除外した高さで検討可		
④要求室・施設等の特記事項の不適合		複数ある項目は2倍減点	減点の合計 3 点
議場	10 3階に計画されていない	5 200㎡以上となっていない	
事務室	5 無柱空間となっていない	5 議員席12席、執行部席10席及び傍聴席30席設けられていない	
	5 職員80名が在籍勤務できる計画となっていない	20 床面積が計700㎡以上となっていない(計算式でなく実際の床面積)	
書庫	2 待合スペースの欠落	3 窓口カウンターの欠落	
	2 相談ブースの欠落	3 相談ブースが複数人で利用できない・プライバシーに考慮されていない	
大会議室	5 事務室のある全ての階に計画されていない	3 集密書庫となっていない	
	2 移動式間仕切りで3室以上に分割可能となっていない	3 150㎡以上となっていない	
会議室A	3 災害対策本部として使いにくい	5 無柱空間になっていない(視界の妨げとなるため)	
	2 10名程度が利用する計画(20㎡程度)になっていない		
会議室B	3 10名程度が利用する計画(20㎡程度)になっていない		
サーバ室	3 40㎡以上となっていない		
休憩室及び更衣室	3 職員専用の平面計画となっていない		
防災備蓄倉庫	3 50㎡以上となっていない		
住民交流スペース	5 土日祝日も利用可能な計画となっていない	5 展示スペースの欠落	
カフェ	5 交流ラウンジの欠落		
	5 土日祝日も利用可能な計画となっていない	5 80㎡以上となっていない	
守衛室	5 厨房の欠落		
	5 通用口の近くに計画、夜間土日祝日利用への配慮		
受水槽室	3 受水槽及び給水ポンプの欠落	3 60㎡以上となっていない	
トイレ	5 多機能トイレの欠落、各階	2 利用者想定から極端に什器が少ない等がないか	2 PSの欠落
車椅子使用者用駐車場	2 寸法・サイズが不適切	2 位置が不適切 入口から遠い、障害物がある等	3 1台分でない
サービス用駐車場	2 寸法・サイズが不適切	2 位置が不適切 入口から遠い、障害物がある等	3 1台分でない
④計画の要点等		合計 33 点 / 35点加点	
(1) 施設計画について、次の①～⑤の観点から配慮したこと		配慮したこと	
①周辺環境への配慮		0・1・2・3	
②乳幼児連れ来庁者への配慮		0・1・2・3	
③来庁者と職員・議員等のセキュリティを踏まえた動線計画		0・1・2・3	
④町長室、副町長室の配置と諸室の関係性		0・1・2・3	
⑤議会部門の配置と諸室の関係性		0・1・2・3	
(2) 省エネルギー及び二酸化炭素削減に際し、採用した設備システムと、採用した理由		設備システムと採用した理由	
(3) 大地震等の自然災害が発生した際、発電機の給電対象とする設備機器と配慮した点		0・1・2・3・4・5	
(4) 採用した構造と、採用するに当たり、大地震等の自然災害が発生した際に、建築物の機能を維持するために、構造計画上、考慮したこと		0・1・2・3	
(5) 議場の構造計画について考慮したこと及び部材の断面寸法		0・1・2・3・4	
⑤印象点		合計 9 点 / 10点加点	
図面のプレゼンテーション力(見やすさ、文字の読みやすさ、什器スケール感、完成度、アピール度)		0・1・2・3・4・5	
記述のプレゼンテーション力(知識、回答精度、文章の読みやすさ、見やすさ、整合性、アピール度)		0・1・2・3・4・5	